

鳥羽市全員協議会会議録

令和5年1月23日

○出席議員（14名）

1番	南川 則之	2番	濱口 正久
3番	瀬崎 伸一	4番	片岡 直博
5番	奥村 敦	6番	河村 孝
7番	山本 哲也	8番	中世古 泉
9番	木下 順一	10番	戸上 健
11番	浜口 一利	12番	坂倉 広子
13番	坂倉 紀男	14番	世古 安秀

○欠席議員（なし）

○出席説明者

・中村企画財政課長、斎藤副参事、田畑補佐、小崎企画経営室副室長

○職務のために出席した事務局職員

事務局 長 岩井 太
議事総務係 岡村 なぎさ
書 記

次 長 兼 平山 智博
議事総務係 長

(午後 1時32分 再会)

○木下順一議長 本会議に引き続き、皆さん、お疲れさまでございます。

ただいまから全員協議会を再会いたします。

本日の案件につきましては、お手元に配付してあります事項書のとおりでございます。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、執行部からの報告事項1件で、三重県離島振興計画案への意見提出についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

企画財政課副参事。

○斎藤副参事 企画財政課、斎藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、提出してあります資料から説明させていただきます。少し長くなりますが、ご了承ください。

三重県離島振興計画案への意見提出についてという資料1を使いまして説明いたします。

離島振興計画ですが、10年の時限立法であり、現行の法律は今年3月末までというふうになっていたところを、11月に行われた国会にて期間の延長を含む改正が成立したところでございます。

まず、改正離島振興法のポイントというところから説明いたします。

詳しく説明する分には、資料2のほう、こちらの離島振興法の一部を改正する法律、概要を使って説明いたしますので、そちらをご覧ください。

よろしいでしょうか。

今回の法改正の内容についての概要がこの資料2のほうの右側を中心に記載がありますので、こちらで説明させていただきます。

まず、1の総則的事項に係る改正事項になります。

目的の改正として、大きく2点追加がございます。一つは、離島の役割として多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、二つ目として、離島振興において、「関係人口」のような島外の人材を巻き込んでいくという視点という二つが追加されました。また、都道府県の責務として、都道府県による離島市町村への支援の努力義務が新設されました。

続いて、2になります。離島振興計画の記載事項について、大きく三つの充実が図られました。充実項目として、1、計画の基本方針等に「橋梁の整備」を明記すること、離島振興計画の記載事項の充実を図ること、3、石油製品の価格の低廉化に関する事業の公表を明記することの3点があります。2の計画の記載事項については、計画の目標及び期間・フォローアップに関する事項、地域の特性に応じた産業振興に関する事項、都道府県による離島市町村への支援に関する事項の3点が追加となっております。

次に、3、離島に対する配慮規定の充実です。大きく12の項目がありますが、既存の項目への追加が9、項目の新設が三つあります。

(1)で医療については、住民が安心して生活できるよう、医師不足等の状況に鑑み、医師の確保等の医療の充実について特別な配慮とし、地理的な制約を和らげ、住民負担の軽減に資する「遠隔医療」について配慮規定に明記されました。

(2) の介護・福祉については、介護の担い手不足が深刻化する中、離島の介護従事者を確保するため、「島内人材の活用促進」、「介護ロボットの導入」について、また、多様な方々が離島に住み続けられるよう「障害者福祉」、「児童福祉」についても配慮規定に明記されました。

(3) 交通・通信については、交通の部分で「高速安定航行が可能な船舶などの船舶・航空機に対する設備投資」、「ドローンの活用」についてですが、通信の部分では高度情報通信のネットワークの充実を図る上で離島の負担となり得る「維持管理」について配慮規定に明記されました。また、情報通信基盤はICTの活用のための基礎的インフラであるため、高度情報通信ネットワークの充実について特別な配慮規定をする旨が追加となっております。

(4) 産業振興については、昨今の社会変化を踏まえ、「場所に制約されない働き方の普及」について配慮規定に明記されています。

(5) 就業促進については、人口減少が進む離島において、担い手確保を図るため、「高齢者の就業促進」について配慮規定が明記されています。

(6) 生活環境整備では、定住促進を図る上で有効な空き家改修による住宅の確保を促進するため、「空家活用」について配慮規定に明記されました。

(7) 教育の部分では、将来の関係人口にもつながる「離島留学」及び教育の質の向上等につながる「遠隔教育」について、また、小・中学校を含む公立学校の教職員の定数・処遇について配慮規定が明記されました。

(8) エネルギーについては、全国的な脱炭素化の動きが高まる中、「再生可能エネルギーの利用推進施策の充実」や「地域の実情に応じた再生可能エネルギーの活用」について配慮規定が明記されました。

(9) の防災については、離島の風水害や地震への対策を進めるため、「事前防災、減災等に資する国土強靱化」について配慮規定が明記されました。

ここからは新たな配慮規定の項目と昨今の新型コロナウイルスについてのこともあり、(10)として、感染症発生時等が新設され、感染症が発生した場合等における離島住民の生活の安定及び福祉の向上についての配慮規定が新設されました。

(11) 高齢化が進む小規模離島について、日常生活に必要な環境の維持が図られるよう配慮する規定が新設されました。

最後に、規制の見直しとして、離島に係る規制の見直しについて提案があった場合の配慮規定が新設となっております。

大きな4ですが、離島振興法の法期限の延長では、離島振興法の法期限を令和14年度末までの10年間にするとともに、改正後5年を経過した場合、必要に応じて見直し等を講じる旨が追加となっております。

以上の点が今回の離島振興法の改正概要となります。

資料1に戻ってください。

真ん中ら辺に策定に当たってというところがありますが、1、離島振興計画案の性格として、今回提出したものは離島振興法第3条第2項に規定する基本方針に基づき、三重県が「三重県離島振興計画」を定めるための素案となるものです。市が地域住民の意見を集約し、計画案を取りまとめ、三重県に提出するもので、鳥羽市としては鳥羽市内の4島の振興計画を含む三重県離島振興計画の鳥羽市案を作成し、三重県へ提出しており

ます。

2、住民意見の反映についてですが、法律の中には「住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と明記されていることから、各離島の地域の町内会との意見交換会及び有識者へのヒアリングを行いました。離島振興法の改正のポイントの説明や意見の聞き取りを行っております。

そこでいただいた意見等を踏まえた計画案を基に、離島地域の自治会長及び鳥羽磯部漁業協同組合の理事等で構成する全国離島振興鳥羽協議会において、オブザーバーを招聘し審議を行いました。全国離島振興鳥羽協議会の会員構成については、次のページに記載のとおりでございます。

また、各地区へのヒアリング実績についても記載しておりますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。

次に、資料3のほうに移りたいと思います。

三重県離島振興計画の策定に向けた経緯及びスケジュールについてご説明させていただきます。

昨年7月に、国から県に向けて離島振興法改正に係る連絡会が開催されました。その後、県と市での打合せで作成方法について協議を行い、庁内での説明、各担当課による文章の作成等を行った上で、1度各島別の振興法案を三重県へ提出しております。

その案を基に、三重県が各部局との調整等を行い、修正を行った上、11月に三重県が作成した素案が示されております。その間に、離島振興法の改正について国会で法案が成立しておりますが、10年前と比べると成立の確定が遅かったため、かなりスケジュール的にタイトになっております。

11月には、各離島へのヒアリングや県からの素案を基に、第1回の全国離島振興鳥羽協議会を開催し、地域への意見聴取や説明を行いました。その意見を基に修正作業を行い、12月には第2回の全国離島振興鳥羽協議会を開催して、修正箇所について最終の意見聴取を行い、1月に今回お示ししている資料を基に、鳥羽市としての案を三重県へ提出しております。

今後については、三重県庁内で部局等の調整後、1月末には1度素案が国へ提出され、三重県によるパブリックコメントが実施されます。その後、3月の県議会で内容を諮った上、最終版を国へ提出するような流れになっております。

最後に、資料4、三重県離島振興計画（素案）について概要を説明させていただきたいと思います。

三重県が示した素案に対して、見え消しの形式で修正箇所を赤字にしてあります。

計画の構成としては、第1章で離島振興の基本的な考え方として計画の趣旨や目標、県の責務等の記載があります。第2章では、三重県が示す基本的振興方針と分野ごとの基本的な振興策についての記載があります。第3章では、島ごとの振興計画として鳥羽の四つの有人離島についてそれぞれの進行計画の記載があります。振興策については第2章に対する形で第3章の記載があるため、ページ数の紹介は割愛させていただき、振興施策の項目ごとに説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、鳥羽市として修正案を示した大まかな箇所や前回の計画から変化のある箇所について説明を行います。

まず、第1章では、県の責務の項目へ、市町への支援について、財政的支援を行うような意見を追加したほか、前回の計画の成果と検証の項目で軽微な文言修正を記載しております。

続いて、第2章と第3章の振興方針についてです。

まず、交通通信の交通の項目としては、道路に代わる大切なインフラとして、船舶建造や更新に係る文言を追記しております。離島架橋については、鳥羽協議会等でも積極的な表現が必要とのご意見をいただいておりますので、国土強靱化等の視点も加え、特に答志島については強く推進していけるような書きぶりしております。

情報通信については、新しい技術が開発されてきており、今後10年のうちにより進んでいくと思われまので、時代と共に進歩する新たな技術の活用も視野に入れながらという表現を基本方針に追記し、島別の記述については、情報収集及び実施に努めますとしております。

続いて、農林水産業等産業振興です。

漁業環境が厳しくなっている背景として、栄養塩不足、温暖化等の様々な要因といったことに触れる必要があるとのご意見をいただき、現状と課題に入れるとともに、振興の方向についても海洋環境の変化についても注視し、情報収集に努めますということを追記しています。

雇用機会の拡充については、テレワーク等場所に制約されない働き方に関して、そういった就労環境の整備についても追記しています。

生活環境の整備については、新たに追記したこととして、人口減少に伴い商店が少なくなってきたり、日常の買物に不便が生じている状況があります。特に一番厳しい状況にある神島について記載を追記したほか、全体の方針にも島の人口減少や高齢化に伴い商店がなくなるなど、生活必需品の入手が難しくなっている状況も見られます。また、海上運搬による割高となる生活必需品物資の輸送について、離島特有の課題として支援を模索しますと入れております。また、地域へのヒアリングでは、空き家に関する課題感等についてお聞かせいただく機会が沢山ありました。全体の方針には、利用可能なものについては活用を図りますといったことも加えています。

次に、医療の確保についてです。

この分野では夜間に医師がいない不安やそれにより宿泊のキャンセルといったことで観光面にも影響が出ている旨、声を寄せていただき、現状のところに反映しております。また、医師確保については、研修医の受入れ等積極的に行っていきますと追記しており、オンライン診療を絡ませながら、複数の離島を複数の医師でカバーする体制と併せ、安心して医療サービスが受けられる環境の整備に努めていきたいと思っております。

救急搬送については、各離島を回る中で切実な思いを聞かせていただきました。さきに説明した架橋を要望していくことと並行して、現在の状況を改善していく必要があると考えています。防災ヘリの活用といった県にも関わっていただきながらの対応や搬送に係る補助の拡充等の検討も進めていきたいと考えており、計画としては、搬送費用の助成の継続や三重県ドクターヘリ並びに三重県防災ヘリの活用、さらにはチャーター船事業者との連携やその支援体制の確立、強化を図るなど本土側との格差是正に取り組みます。特に夜間、荒天時における搬送については持続可能な搬送体制の構築を図りますといった今後も話し合いをしながら改善に向けた動きをしていくという表現をさせていただいております。

介護サービスについては、島内の事業所がある場合と本土側の事業所を利用するそれぞれの場合について支援をしていく旨整理しています。各種福祉施策については、各種サービスを受けながら自立した生活を送れる

よう、公共交通を含む移動に対して支援に努める旨の記載をしています。

次に、教育の充実、地域文化の振興については、小・中学校の教職員の定数や処遇についても文言を追加したほか、学生がクラブ活動等の兼ね合いから最終便に間に合わず、下宿が必要になる場合も出てきているといった状況の追記を求めのご意見をいただき、反映しています。島の文化の掘り起こしといった点については、計画案に包括されているものとし、表現の微調整、微修正等を行った形になっております。

観光の振興については、産業の活性化や資源を活用したメニュー開発、滞在時間や消費価格向上、旅行者のニーズの変化への対応といった旨を記載しています。

地域間交流の促進については、大学生等が島を訪れ、活動している流れを受け、関係人口やその後の地域活動へつなげていく旨を追記しました。

次に、自然環境の保全・再生についてです。

漂着ごみについて、島への漂着状況について、振興の方向には記載していたところですが、現況と課題の表現が不足していたことから整理をし直しております。また、漂着ごみについて迅速な処理や効率的な処理方法の研究を行う旨を追記しております。

エネルギー対策については、今後CO₂の削減を抑え、ゼロカーボンシティを目指すという視点から表現を追記しています。

続いて、国土保全、防災対策の分野になりますが、各島でのヒアリングでも昨今の集中豪雨で排水対策や高齢化が進む中での避難のさせ方等についてご意見をいただいております、それに対応するような文言となっているほか、防災対策の一環としても離島架橋の文言を追加しております。

人材の確保及び育成の分野については、担い手育成や地域おこし協力隊の活用、特定地域づくり事業協同組合制度などの検討などを記載しております。

その他離島振興に関し必要な事項につきましては、今後地域のニーズに沿って動きやすくしていくため、離島地域の実情に即していない法律や規制については、先進的に取り組めるよう特区制度の活用等について情報収集や調整に努めますという文言を追加させていただいております。

産業振興の促進に関する事項については、現在も県から記載例の修正等があり完成形ではございませんが、離島税制により固定資産税等の優遇を受けるための項目であり、記載に漏れないよう現在も確認を行っているところです。

計画素案に対する説明としては以上になります。細かな修正箇所についてはご確認をいただければと思います。

素案の説明については以上となります。今後、今回提出した案を三重県が再度修正を行った形でパブリックコメントが実施される予定です。内容については、市が提出した案から変更となっている可能性があります。ぜひご確認をいただき、三重県への積極的な意見提出をしていただければと思います。パブリックコメントの時期につきまして正確な日程については連絡がありましたら、またお知らせをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○木下順一議長 担当課の説明は終わりました。

この件につきまして、ご意見、ご質疑はございませんか。

南川議員。

○南川則之議員 あと1点だけ教えてください。

法改正、概要のところの説明があって、上のほうの都道府県の責務というところの新設ということで、支援の努力義務を新設という、県のですね、があるんですけども、どういうところまで支援の義務がなされるのかというところの話を聞いておったら教えてください。

○木下順一議長 斎藤副参事。

○斎藤副参事 具体的に細かく書かれているわけではないので、財政的にも人的にも努力義務はあるものだと思います。

○木下順一議長 南川議員。

○南川則之議員 分かりました。また、詳細に県が、そういう努力義務の中でどういうことをしていくとかいう方向性が決まって、市のほうへ話があったときにまた教えていただければありがたいと思います。

以上です。

○木下順一議長 他にございませんか。

濱口正久議員。

○濱口正久議員 今回法改正で大きく変わられたところ説明を受けました。離島振興協議会の中でも今まで曖昧やった県の責任をより明確化したというふうにありますけれども、今回、各離島も回っていただいて、何回か本当に細かく聞き取りをしていただきました。

その中で出来上がった鳥羽市からの提案なんですけれども、これが大きく修正されるという可能性もやっぱり存分に含まれているという可能性でしょうか。

○木下順一議長 斎藤副参事。

○斎藤副参事 あくまでも県がつくる計画になっておりますので、うちはその素案としてこういうのはいかがかというふうに訂正しただけですので、また変更される可能性はあると思いますが、その後にパブリックコメントがあるということです、そのまた変更されたものを確認していただいて、意見が言える機会というのはそのパブリックコメントがあるかなというふうに思っております。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 すみません、ありがとうございます。

ということは、修正されておるかどうかというのを市の情報をキャッチして、そこでまたパブリックコメントで意見を持っていくということが大事やということですね。

分かりました。ありがとうございます。

○木下順一議長 他にございませんか。

世古議員。

○世古安秀議員 ちょっと2点ばかり確認と言うか、ちょっと要望ということもあるかも分かりませんが、ちょっとお聞きしたいと思います。

2ページのほうには鳥羽市の高齢化率は非常に進んでいるというふうなところで、一覧表も出されておま

す。鳥羽の市全体では40.3%であるんですけども、離島地区は48.5%と非常に高齢化も進んでいるという現状があります。昨年の令和4年12月現在の住民基本台帳で調べた数字ですけども。

その中で、離島に住む人たちが自分たちの生活の中で一番課題というのは、やっぱり定期船の運賃のことだということで、様々なところから要望とか声をいただいておりますけれども、その辺に対しての各地区を回ってどういう声があったかというふうな中で、定期船の運賃の軽減化ということに対しては、具体的にどんなような声が各地区であったのかというのを各離島でのことでちょっといろいろ聞かれておりますけれども、実際市のほうへもどういう、市の担当課も一緒に回られたということでよろしいですか。

その中で、各離島から定期船運賃の軽減化についてはどんな声があったのかということを知る範囲でお答えいただければと思います。

○木下順一議長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 各島から、やはり本土側に買物であったり、通院であったりというところで、出てくる際に余分に運賃がかかるというところについては、お困り感をお示しいただきました。

直接最初に言われた高齢化との兼ね合いはそんなに深くはご意見いただいているんですけども、高齢化ということだけでなく、例えば子供さんを連れて出るときにもかかるというようなところで、生活の中で家計を圧迫する部分ではあるというご意見はいただいています。

○木下順一議長 世古議員。

○世古安秀議員 やっぱり様々な離島からそういう声もきちんと市のほうへ届いているということで理解をさせていただきましたけれども、特に高齢者だけじゃなくして、やっぱり子供を持つ親とか仕事に通う通勤者とか、様々な人たちが定期船を利用するわけですから、その人たちの負担というのを軽減してくださいという声をきちんと受け止めていただいて、今後そういう財政的な支援がやっぱり市のほうへ、県や国の支援をもっと拡充するように、県や国に対して要望をしていただきたい、強く働きかけていただきたいというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○木下順一議長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 世古議員おっしゃられるように、当然定期船運賃は離島の負担にもなっています。当然市としましてもこの航路を維持していくのに持ち出しもたくさんあります。

そういう中ですけども、人口が減っていくというこの想定は本土もそうですし、離島が特に減ってきている、高齢化も進んでいるという状況を離島の皆さんもおおむねこれは、こういう将来というのは分かっておられる方が大半かと思います。そういう中で、同じ規模の定期航路を維持していくということは非常に難しいということも理解はされていると思います。

ただ、それが急激に減船、減便であったり、値上げであったりということは避けていかなければなりません。それには、議員がおっしゃられたように国・県からしっかりとフォローしてもらって、これが強化されてくれば市としても非常に助かる部分かと思います。

私もこの協議会とか離島の皆さんのお話を聞いている中で、一番今喫緊に皆さんが課題とされているところ、これはもうやっぱり医師の確保、それから医療の確保、救急搬送、それからごみの問題、こういったところが一番切実に伝わってくる部分かと感じました。

そういう中で、例えば、ちょっと話外れるかも分かりませんが、素案の4ページのところを見ていただきますと、一番下のほうに交通通信の確保というところがあって、その離島航路のところがあって、その三つ目の丸のところには離島架橋のことが表現してあります。今、喫緊の課題と言わせていただいたことは、特に答志島ですけれども、前から活動しています離島架橋があれば、全てこれ解決する話かと思えます。

ここの表現ですね、これずっと続いていて、5ページの上につながっていると思うんですけれども、赤線で消してあるところが県の案です。これは市が投げたんですけれども、県から返ってきた案がこの最後のところ、線引いてあるところ最後見ていただきますと、方策について検討していきますという表現でした。これを離島の皆さんの意見も踏まえて、その下の行にありますけれども、離島架橋実現に向けて取り組みますという表現で、鳥羽市案として今投げてあるという状況です。

これを先ほど説明があったようにこのままパブコメにかけていただけるのか、それとも県がもう一回修正をかけてきて、パブコメに持っていくという可能性もありますので、市としましては、離島の皆さんの意見を極力反映した案を県に出ささせていただいたという状況が今のスタンスです。

ここからパブコメに、これがまた元に戻っていったような表現で返ってきたときに、これはちょっと議員の皆さんのお力もいただいて、パブコメなりいろいろな方向からまたご意見も県のほうに言っていただけるとありがたいなと思えます。

以上でございます。

○木下順一議長 世古議員。

○世古安秀議員 ありがとうございます。

離島については、やっぱり総合的に、先ほど私が言うた定期船の運賃のことだけやなしに、教育とか福祉とか様々な産業とかの分野については課題がたくさんあってしているということは十分に認識しておりますけれども、離島へ行くと、そういう定期船運賃の金額の軽減というのを何とか、毎日使ったりすることですので、非常に声が多いということだけはきちんと認識していただきたいということと、市は一時、何年か前までいきいきお出かけ券ということで高齢者に対しては、これは離島だけやないんですけれども、そういう施策でいきいきお出かけ券を配って便宜を図ったということもありまして、それをなくならせて、それに対しての後の施策というのは、代わる施策というのが、市長はこのときに、なくなるときに考えますということでしたけれども、なかなか現在見えてこないというところで、そういう離島に暮らす高齢者の方に対しての施策というのも十分に担当課のほうでも国や県に対しての要望の、財源的な措置も含めて検討していただきたいということで、これは要望ということでさせていただきます。

議長、引き続いてよろしいですか。

○木下順一議長 はい、どうぞ。

○世古安秀議員 もう一点、DXの推進ということで、離島というのは離れていますので、なかなか離島から、例えば具体的に言うと福祉の相談で来ようと思うと、離島から船に乗って来る、そこからまた福祉ですとひだまりのほうへまたバスに乗っていくと。車を持っている人は直通するんですけれども、船を利用する人でしたら、車のない人はバスに乗って行ったりという時間もかかるというところで、DXの推進というのは項目の中にもありますけれども、これをやっぱりもっと進めていただきたいなと思えます。

例えば連絡所でパソコンなり i P a d なりを置いて、担当のところと直につながって、そこで相談が受けられる。個人情報的なこともあるかも分かりませんが、受けられるというそういう取組ができれば、行ったり、定期船の運賃とか、それら時間とかというふうに要する時間を節減もできるということです。ぜひこのDX化というのは離島ならではのそういう手段として活用する必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○木下順一議長 これ、世古さん、三重県の計画やもんで、今ここでそれを言われても、もう市のほうはちゃんと修正も、鳥羽市の意見も県へ渡しておいてあるんで、この後、県の修正を注視していただいて、パブコメの中で言っただけとか、そういうふうな方向でないと、執行部のほうもちゃんともう直して、鳥羽市の意見は反映していただいてあるんで、その辺はどうかと思うんですけども。

○世古安秀議員 分かりました。

○木下順一議長 そういうことでよろしいですね。

○世古安秀議員 それでは、きちんとそういう声を受け止めていただきたいということで要望とさせていただきますので、よろしくお願いします。

○木下順一議長 他にございませんか。

浜口一利議員。

○浜口一利議員 今の企画財政課長のさっきの答弁の中で出たことなんですけれども、この2表の離島振興計画の記載事項の充実等ということで、離島振興計画会議の中で私もいたんですけども、ほとんど網羅されて、これを新たに規定を申し込むという形で、そのような表の見方でいいわけでしょう、これ、2表については。現行の離島振興法に規定されている主な事項の中に、今般の改正事項を入れ込むということによろしいんじゃないかな、これで。

その中で、この医療に対する医師の確保とか、医師の充実について特別の配慮とする。遠隔医療についても明記はされているんですけども、あれほど議論になった救命救急体制については全く触れていないんですけども、この後の説明の中では明確には説明もされているところなんですけれども、やはりこの中に救命救急体制というのはやっぱりちゃんとやってほしいなというぐらいなのは書き込んでほしいですけども、そのあたりの考え方はどうですか。

○木下順一議長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 6ページを見ていただきますと、(5) 医療の確保というところがありますが、これの三つ目の丸のところを見てください。

(「何表」の声あり)

○中村企画財政課長 6ページです。

(「どの資料」の声あり)

○中村企画財政課長 ごめんなさい、この素案です。

○浜口一利議員 4表ということやろ。

○中村企画財政課長 はい。

○浜口一利議員 そこにはちゃんと明確には書いてあったんですけども、何でこの2表の中に入れていなかっ

たのかなと思ったもので、質問させていただいたんですけれども。

○中村企画財政課長 これは国の法の解釈がここにまとめてあるので、これは鳥羽市がつくったものではございません。

○浜口一利議員 この2表についてはということ。

○中村企画財政課長 はい。国はこういうふうになんてな改正をしてきましたよという部分がこれです。それを受けて鳥羽市が今三重県に案として示しているのがこの素案でございます。

○浜口一利議員 4表の。

○中村企画財政課長 はい。この素案の6ページのところを見ていただきますと、(5)医療の確保と。

○浜口一利議員 それには書いてあるというのは私も見ておったんやけどさ。

○中村企画財政課長 そこに救急搬送船の配慮の検討も含めということで入れさせていただきました。これが県でどうなるかはまだ分かりません。

○浜口一利議員 分かりました。2表については国からのというだけということ。

○中村企画財政課長 はい。それをまとめたものです。分かりやすくまとめたのが2表。

○浜口一利議員 この間議論したのがこの2表の中で、その現行の中に入れ込むのかなと思っていましたもので。

○中村企画財政課長 これは法律がこう変わったという。

○浜口一利議員 分かりました。

○木下順一議長 よろしいですか。

○浜口一利議員 救命救急体制にはきっちりと形で申し込んでほしいなと思います。

以上です。

○木下順一議長 他にございませんか。

戸上議員。

○戸上 健議員 1点お聞きします。拝読して非常にいい素案になっておるといふふうに思います。それで、県のほうはこれを受けて実施計画をもう3年ごととか半期ごととか、そういうのはどういふふうにするといふふうに言っておりますでしょうか。

○木下順一議長 斎藤副参事。

○斎藤副参事 実施計画についての予定というのはまだ聞いていない状態ですので、つくられるか、つくられないかもちょっと。

○戸上 健議員 分かりました。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 先ほど課長が説明しましたけれども、離島架橋についても、これまで検討課題だったのが、実現に向けて動きを加速すると。大胆に踏み込んだ文言になり、こちらのほうがね、提起されました。それを受けて、県のほうは計画に盛り込んだ上で実施計画として3年ごとにどこまでそれをするんだということを議会も島民も知りたいといふふうに思うんです。

そのPDCAサイクルでチェックしていくということが必要ですので、その点で分かれば、また議会に報告してほしいといふふうに思います。具体的な段取りですね、県の段取りが分かれば、また教えてほしいとい

うふうに思います。

以上です。

○木下順一議長 県の段取りって分かる。

斎藤副参事。

○斎藤副参事 すみません、その前に、この計画はあくまで鳥羽市が出した案なので、県がこのさっき、言っていた文言をもう一回修正して、もっと後ろ向きと言ったらあれですけども、違う表現になっちゃう可能性はあるので、そうなってくると。

○戸上 健議員 検討課題に戻すという可能性もあるわけやな。

それは分かります。

○斎藤副参事 以上です。

○木下順一議長 河村議員。

○河村 孝議員 同じところなんですけれども、離島架橋のところについて、課長しっかり説明していただいて、ここが県と市の綱引きのところやったんですよ、今までがね。鈴木知事の時代から、今の一見知事の時代で、市長と1対1対談、これずっと三重県にいなされているんですよ。すかされているんですよ、実際の話が。

もう三重県としてはとにかく地元のコンセンサスを取ってくれというところで、もう正直言って逃げられてきたと。我々議員も一生懸命陳情は続けてやっているんですけども、もう一番に言われるのが地元のコンセンサスをとというような言い方をされている。だから、三重県はこういう島民と県民の合意形成の状況を見ながらというところ。また、次に書き換えるこの計画をこういうふうに書かれると、またそうやって逃げられるんですよ。

だから、ぜひこの離島架橋のところは鈴木知事を、今度は国会議員になってぜひやらせていただきたいと言ってくれているんで、ここだけは何とか市のほうも譲らずにこの今されている表現、県と市と住民が連携して本当に実現に向けて進めるという文言はぜひ頑張って残る形で県に要望、我々も県のほうには陳情させてもらいますけれども、ぜひ担当課としてもそこは頑張っていただきたいなと思いますけれども、課長、いかがですか。

○木下順一議長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 離島振興協議会の鳥羽協議会の中にも県の担当もオブザーバーで来ていただいた中でこういう議論はしてきました。その担当さんもなかなか厳しい状況のところになんて置かれて、オブザーバーとして入っておられたと思うんで、そこでなかなか発言も難しいとは思いますが、鳥羽市の思い、地域の住民の思いというのはしっかり、その場でも伝えさせていただいていますし、ここにしっかり書かせていただいたんで、このまま通ることを願いたいと思います。

○木下順一議長 他にございませんか。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、この件は終了いたします。

以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これもちまして全員協議会を散会いたします。

(午後 2時17分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年1月23日

鳥羽市議会議長 木 下 順 一